

# 香取市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年3月策定  
平成27年3月一部改訂  
平成28年5月一部改訂  
平成30年5月一部改訂  
平成31年4月一部改訂  
令和2年4月一部改訂  
令和4年4月一部改訂



香取市通学路安全推進会議



## 1. 香取市通学路交通安全プログラムの目的

香取市では、平成24年8月に市内の各小学校の通学路において、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、対応してきた。

「香取市通学路交通安全プログラム」は、この通学路の安全確保に向けた取組を、関係機関の連携体制を構築し、継続して着実かつ効果的に行うために策定したものである。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

## 2. 香取市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「香取市通学路安全推進会議」を設置した。本プログラムは、この会議で議論し策定した。

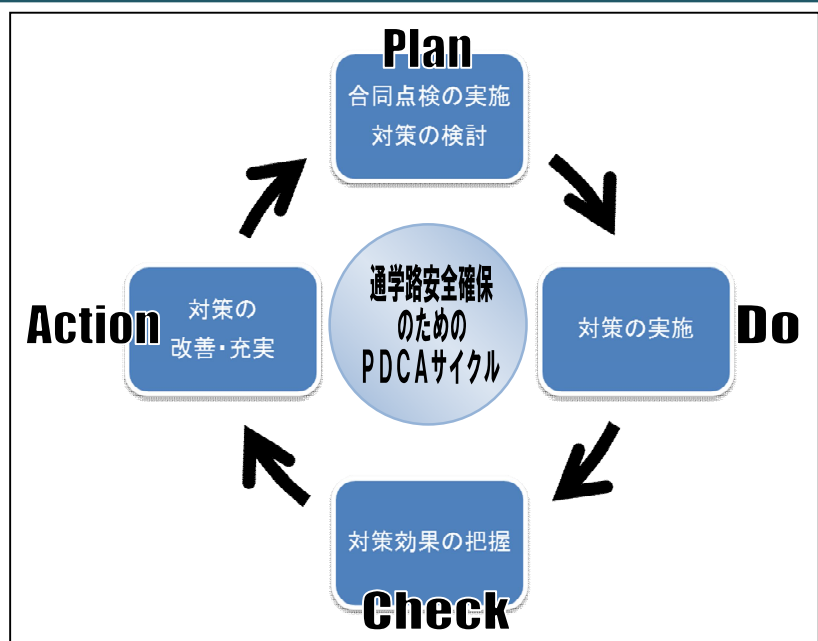
関係機関	担当部局	人数	備考
香取警察署	交通課	1名	
	生活安全課	1名	
千葉県香取土木事務所	維持課	1名	
	管理用地課	1名	
	小見川出張所	1名	
香取市環境安全課	生活安全班	2名	
香取市土木課	建設1班	1名	
	建設2班	1名	
	管理用地1班	1名	
	管理用地2班	1名	
香取市教育委員会	学校教育課	2名	事務局

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度の緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。



(2) PDCA サイクルの具体的な内容

**Plan I 定期的な合同点検**

- ◆ 市内の小学校を以下の2つのグループに分け、隔年で合同点検を実施する。

グループ	地区	学校名
<b>グループ A</b>  (10校)	佐原地区 (9校)	佐原小学校 北佐原小学校 東大戸小学校 竟成小学校 わらびが丘小学校 香取小学校 瑞穂小学校 新島小学校 水の郷小学校
	栗源地区 (1校)	栗源小学校
<b>グループ B</b>  (5校)	小見川地区 (4校)	小見川中央小学校 小見川東小学校 小見川西小学校 小見川北小学校
	山田地区 (1校)	山田小学校

※平成26年度はグループ A、平成27年度はグループ B が実施予定。以降隔年で実施していく。

- ◆ 合同点検実施までは、以下の流れで行う。

段階	時期	内容	関係機関
1	4月	①合同点検実施校の確認 ②点検希望箇所の事前調査依頼 ※この際に、効果的に合同点検を行うために通学路安全推進会議で設定した重点項目を確認する。	・香取市教育委員会 学校教育課 ・各小学校
2	4月中	①通学路の安全について再確認 ②点検希望箇所の調査票の作成	・各小学校
3	5月 ～ 6月	①第1回香取市通学路安全推進会議の開催 ・各校の点検希望箇所の検討 ・合同点検実施の詳細決定 ②各校への合同点検の通知	・香取市通学路安全推進会議構成機関
4	6月 ～ 7月	①香取市通学路合同点検実施 ②対策の検討	・各小学校 職員 保護者代表 地域自治体 等 ・香取市通学路安全推進会議構成機関

## Plan II 対策の検討

- ◆ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。対策内容については、どの機関が、何を、いつ頃までに行うか等を明確にし、各機関が対策の実施に向けて見通しがもてるようにする。

## Do 対策の実施

- ◆ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

## Check 対策効果の把握

- ◆ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等の検証を行い、対策効果の把握を行う。

## Action 対策の改善

- ◆ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

### (3) 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成する。必要に応じて市のホームページで公表する。

<http://www.city.katori.lg.jp/>

【トップページ→子育て・教育→子どもの安全を守るために→通学路交通安全プログラム】

### (4) 各学校における交通安全教育の推進

全ての小学校では、毎年交通安全教室を実施し、児童の交通安全に対する意識を高めるとともに、安全な歩行や自転車の乗り方等の技能面の向上をめざす。

具体的な内容については各校の安全教育の年間計画に沿って決定し、各校が主体的に計画、実施する。その中で、積極的に関係機関（香取警察署、交通安全協会、香取市教育委員会等）との連携を図り、児童の発達の段階や各校通学路の実態に合った効果的な教室の展開に努める。

## 【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

### ○平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

### ○学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

### ○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和三十九年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

### ○学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省著作権所有、平成 13 年発行、平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- できるだけ歩車道の区別がある
- 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- 遮断機のない無人踏切を避ける
- 見通しの悪い危険箇所がない
- 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- 犯罪の可能性が低いなど

### ○交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。